

# 日本柔道とフランス柔道における安全制度に関する研究

## A study on safety system in Japanese judo and French judo

スポーツクラブマネジメントコース

5017A303-4

井上晃一

研究指導教員：間野義之 教授

### 1. 緒言

#### ①背景

講道館柔道は、1882年(明治15年)に嘉納治五郎により創設された。単に技術を身につけるだけでなく、人の生き方・生きる道を示し、立派な人間を育てることに着目し、教え広められた。2017年現在では201の国と地域が国際柔道連盟に加盟し、特にフランスでは非常に人気のある種目となった。全日本柔道連盟の登録者数約15万8963人(2016)に対し、フランス柔道連盟の登録者数は57万607人(2016)であった。全日本柔道連盟によると、日本の柔道死亡事故数は、2004年から2017年の13年間で23名に上った。一方、フランス柔道連盟によると、同時期のフランスでの死亡事故は起こっていない(表1)。

表1 日本とフランスの過去13年間の柔道死亡事故数

年度	日本	フランス	年度	日本	フランス
2004	0	0	2011	3	0
2005	4	0	2012	0	0
2006	1	0	2013	0	0
2007	1	0	2014	0	0
2008	1	0	2015	2	0
2009	5	0	2016	1	0
2010	5	0	計	23	0

特に日本では、中学1年生および高校1年生に重大事故が多く発生していた。村上(2011)によると、「日本は学校のクラブ活動で怪我が多発しており、入学後すぐの柔道初心者に事故が多い傾向があり、学校のクラブ活動では強さのレベルにあわせた練習を行っていない。一方のフランス柔道クラブでは、同じレベルの相手としか練習しないので事故が少なく、また柔道を教える時も試合中心ではなく、柔道精神や礼儀を中心に指導しているため、大人になっても柔道を楽しむという人が多い。」と指摘されている。フランス柔道における安全性の取組みに関して研究することが重要である。

先行研究においても、柔道の事故の発生について、練習方法や指導方法の違いから論じた研究は管見の限り見当たらなかった。したがって、本研究では、フランスの柔道場での練習方法や指導方法の安全性について着目し、研究を行った。

#### ②指導者資格制度

フランスはスポーツ指導者資格および免許制度が1955年から整備されており国家資格を法律で定めたのが最初であった。その後、1972年にはスポーツ教育者国家免許(BEES)が整備された。BEESはスポーツの教育者としての位置づけが強いものとなっていたが、2013年に廃止された。2008年以降は、スポーツ省により職業タイトルの新しい制度が発行された。これは技術面での専門性を高めた新しい国家資格免許(資格試験証明書)であり、職業として各レベルが位置付けされていた。

日本では、全日本柔道連盟が2013年に始めた「公認柔道指導者資格制度」は、指導する相手のレベルによって3段階(A指導員:指導者養成、B指導員:専門的指導、C指導員:入門者指導)に区分されており、報酬を受取ることや指導時間の制限については特に規定がなかった。

その事と比較しても、フランスの指導者免許制度は、柔道の指導者を職業として行うための免許であり、そこが日本の資格制度とは大きく異なっている。

表2 日本とフランスの指導者資格免許

項目	日本(公認柔道指導者資格制度)	フランス(スポーツ教育者国家免許)
沿革	2013年 公認柔道指導者資格制度 始まる	1955年 国家資格として法律で定められる 1972年 スポーツ教育者国家免許(BEES)が整備された 2008年 政府により、職業タイトルの新制度が発行された
位置付け	指導者講習会の講師 アンジョナル コーチ	選手専門指導 基礎的指導員 選手指導員 アンジョナル コーチ トレーナー クラブ コーチ インスター ラクター
免許区分	A指導員 B指導員 C指導員	BEES3 BEES2 BEES1 DES,JEPS DE,JEPS BP,JEPS
試験	全柔道実施の講習+試験	国家試験
講習時間	60時間 24時間 16時間	1200時間 1315時間
資格基準	満20歳以上 3段以上 B指導員取得後 2年以上 継続的に指導 満20歳以上 3段以上 C指導員取得後 2年以上 継続的に指導 なし	3段以上 18歳以上 2段以上
罰則	資格の停止	法的処分(罰金等)
管轄	内閣府+全柔連	スポーツ省
国からの報酬	あり(全柔連)	なし(学校) なし(道場) あり(スポーツ省)
道場開設	開設できる	開設できる 開設できない
その他	他に、準指導員が存在する。	他に、国家資格ではないが、時間制限(年間300時間まで)があるプロリーダー、ボランティアリーダー、代理、助手が存在する。

#### ③色帯制度

溝口(2015)は、「日本にも色帯の制度が存在するが、全日本柔道連盟や講道館で統一された基準があるわけではなく、各道場やクラブ毎に指導者の裁量で決められている。フランスでは年齢に応じて級が決められ、色帯をつけることになっている。その級は、技能範囲・道徳観が連盟で定められており、フランス全土で同じ方針で指導することが出来る。」と報告していた。

日本では、段位認定を講道館が行い、登録は全日本柔道連盟が行う。フランスでは、段位認定および登録は、フランス柔道連盟の管理となっている。

表3 フランスと日本(講道館)の色帯制度

フランス			日本(講道館の場合)		
級位	帯の色	年齢	級位	帯の色	
9級	白	0~6歳	級位	少年	成年
8級	白と黄	7歳以上		13歳未満	13歳以上
7級	黄	8歳以上	初心者	白	
6級	黄とオレンジ	9歳以上	5級	黄	白
5級	オレンジ	10歳以上	4級	オレンジ	
4級	オレンジと緑	11歳以上	3級	緑	
3級	緑	12歳以上	2級	茶	茶
2級	青	13歳以上	1級	茶	茶
1級	茶	14歳以上	初段~5段	黒	黒
初段~5段	黒	15歳以上			

### 2. 目的

本研究の目的は、日本柔道およびフランス柔道の練習方法や指導方法を調査し比較することにより、日本において事故を減らし安全に柔道を行う方法を明らかにすることである。

### 3. 手法

本研究では、日本柔道とフランス柔道の練習方法や指導方法における安全性への配慮の違いを明らかにするた

めに、2017年9月26日～2017年9月28日の期間、フランスの道場（ポール・エスポワールおよびASC JUDO）を訪問し、指導者および生徒への質問紙調査、インタビュー調査および練習の参与観察を行った。柔道関連制度の調査は、文献やWebおよび柔道連盟へのヒアリング調査により行った。

#### 4. 結果

研究者が、フランスを訪問し、ポール エスポワール クラブチームおよびASJ JUDOの練習の様子を観察し、インタビュー調査および質問紙調査を行ったことにより、日本の柔道クラブの練習との違いで（表4）に記載する点が判明した。

生徒が柔道を学ぶ場は、日本では学校の部活動として指導も学校の教員が行うが、フランスでは学校とは別のクラブチームで行い、国家資格を持つ専門の指導者が指導を行うため、安全に配慮されていた。

生徒が柔道の大会に出場できるまでの期間は、日本では柔道連盟に登録後すぐに出場できるのに対して、フランスでは登録後1年間は出場できないことが判明した。

練習相手も、フランスの柔道は、同じ帯色、同じ体格、同じ技術レベルの生徒を組ませて練習することにより、事故のリスクを減らしている事が判明した。

柔道の指導は、日本では勝つための練習を中心に行うのに対して、フランスでは礼儀や作法を中心に教えていた。また、日本の指導者は、経験から指導することが多いが、フランスの指導者は教育ガイドにより指導を行っていた。初心者に対する指導は、フランスではゲーム式で受け身や基礎練習を行い、遊びながら楽しく転がり恐怖心を取り除くことを行っていた。

フランスでは、生徒の親は礼儀作法（相手を尊敬すること、ルールを守ること）や忍耐力の向上を期待して子どもに柔道を始めさせ、体も精神も健康に育ってほしいと願っていた。

表4 日本とフランスの練習方法および指導方法の比較

項目	日本	フランス
調査先	全日本柔道連盟(小森氏、田中氏、鈴木氏)	スポーツ省(バレイエ氏、ポール・エスポワール) ASJ JUDO
活動	ナショナルチーム あり(柔道連盟の管轄)	あり(スポーツ省の管轄)
場所	活動場所 学校の部活動(学校教員が指導)	クラブチーム(国家資格の指導者が指導)
	町道場 あり(連盟資格の指導者が指導)	あり(国家資格の指導者が指導)
認定	大会への出場 連盟に登録後すぐに出場できる	連盟への登録後1年間は出場できない
	級の認定 各道場で認定	フランス柔道連盟で管理
	段の認定 講道館で認定	フランス柔道連盟で管理
練習	帯色 帯色が違う相手とも練習	同じ帯色同士で練習
	練習のレベル 指導者の判断で練習レベルを決定	帯色のレベルに応じた練習を行う
相手	体格 体格が違う相手とも練習	同じ体格同士で練習
	指導方針 経験と講義による指導	経験と柔道教育ガイド(国家試験)による指導
指導方法	試合に勝つ指導	柔道の礼儀、精神文化、基本を指導
	乱取り稽古などの実戦練習	ゲーム式で技に入る練習
	柔道の運動技能を指導	他のスポーツの運動技能も含めて指導
	受け身の反復練習	ゲーム式で受け身や柔道の基礎練習
初心者に対して	実戦形式で扱われるため、恐怖心が残る	遊びながら楽しく転がり、恐怖心を取り除く
	生徒が学びたい事 技の強化・試合に勝つ方法	テクニク(技・形習得)組み手
生徒	親が望むこと 強くなって、試合に勝たせたい	礼儀作法

#### 5. 考察

嘉納治五郎が唱えた「自他共栄」「精力善用」「心技体」などの日本の武道教育の基本精神が、柔道に含まれていたからこそ、柔道は世界に受け入れられ、普及してきたと考える。しかし、戦後の日本柔道は勝ちにこだわるスポーツ競技としての柔道となり、武道教育の精神は忘却されてしまった。「自他共栄」とは、相手を敬い感謝し信頼し助け合うことにより社会を皆で良くすること。「精力善用」とは、心身の力を最大限に生かして社会のために善い方向に用いること。これらの基本精神を、各指導者が正しく理解し、実践し、伝えていくことが、日本の柔道が安

全に指導されるための第一歩であると考えられる。

林(2013)によると、「フランス柔道連盟では嘉納治五郎の教えた基本精神を基に、「友情」「勇気」「誠意」「名誉」「謙虚」「尊敬」「自制」「礼儀」という8つのモラルコードを作り、生きていくために必要な行儀作法を、柔道を通じて、ゲーム感覚で、身につけていくという取り組みをしている。フランスでは、学校が規律の教育をほとんどしない上に、両親がそういうことを教えてもらえないこともあり、柔道を習って規律を守ることを学んでほしいと考える親も多く、これが、フランスにおいて柔道人口が多い理由でもある。」と述べている。柔道大国となったフランスを訪問して調査した結果、安全制度に関して、フランスから学ぶ点は多くあった。

日本では、生徒は学校の部活動で柔道を行うことが多く、柔道の経験が少ない学校の教員が柔道部の顧問になっている場合もある。フランスでは学校外のクラブチームで柔道を行い、指導者も指導者国家免許を所持していた。このことが、フランスでの柔道事故が少ないことに関連していると示唆される。

フランスの指導方法は、柔道の指導教育ガイドに基づいて指導を行い、礼儀や精神文化や柔道の基本を教えていた。また、指導する側・される側という上下関係の中で、子どもに対しては行き過ぎた指導が暴力や事故などの問題につながらないように、指導者としての適性の審査や指導法の教育が厳格になされている状況が伺えた。フランスでは、スポーツ指導者がスポーツ法典で管理され、その中で指導していた。指導者は、国家試験を受けて免許を取得してスポーツ指導者の職業に就いていた。職業として柔道指導者が法的に認められている点は、日本とフランスの違う点であった。また、初心者に対して、ゲーム式の運動を行う中で基本動作を学び、前転から受け身の練習などを段階的に行い、練習は同じ帯色・同じ体格の生徒同士で行う事が、事故が少ないことに関連していると推測される。

日本では、全日本柔道連盟に登録後すぐに試合に出場することもできるが、フランスでは、登録後1年間は連盟の大会に出場できないという制度上の制約が存在する。日本において、中学1年生、高校1年生の死亡事故が多いことを考えると、入学後すぐの柔道初心者が競技大会へ出場することの可否が柔道事故発生件数に関連していると示唆される。

#### 6. 結論

フランスを訪問しポール・エスポワールおよびASC JUDOの道場を調査した結果、そこでは「自他共栄」「精力善用」「心技体」といった講道館柔道の基本精神や礼儀作法を大切にしていた。日本の柔道においても安全に指導を行う指導者の育成には、柔道の基本精神や礼儀作法の教育を継承していく必要がある。

フランス柔道の制度から学ぶことは、スポーツ指導者になるための研修や資格制度が非常にしっかりと整備されており、スポーツ関連の法律や指導ガイドラインに沿った安全な指導を徹底して行っていることであった。日本でも資格制度や指導マニュアルが整備されつつあるが、道場ごとの判断も多く、統一された基準として法整備されることが望ましい。中でも、同じ帯色、同じ体格の生徒同士で練習を行う点や、連盟に登録して間もない初心者が大会に出場できない規定がある点は、不慮の事故を防止するために非常に有効な手段であり、日本の柔道においても制度化する必要がある。

日本柔道およびフランス柔道の練習方法や指導方法を調査し比較することにより、日本において事故を減らし安全に柔道を行う方法が明らかとなった。